

市民向け支援一覧

全ての人向け支援

●特別定額給付金

問 特別定額給付金コールセンター ☎0120-131-392 (月～金曜 8時30分～17時)

🌐 <https://岡山市特別定額給付金.com/>

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による家計への支援として、給付対象者1人につき10万円を給付します。

給付対象者 4月27日(基準日)において市の住民基本台帳に記録されている人(外国人を含む)。

給付の相手 対象者の属する世帯主(受給を委任された代理人)

申請方法

◆**郵送申請** 市内全世帯に申請書を送付していますので、口座番号などを記入して返送してください。

◆**オンライン申請** マイナンバーカードを持っている人は、総務省が提供するマイナポータルから申請が可能です。

◆**注意** 新型コロナウイルス感染防止のため、市役所・区役所などで申請書の配布や受付は行いませんので、窓口来庁はご遠慮ください。6月を過ぎても申請書が郵送されない場合はご連絡ください。

◆**お願い** 6月初旬は申請が殺到し、給付処理に時間を要することが予想されます。また、マイナンバーカードの手続きで窓口が込み合っていますので、給付金の手続きは、できるだけ郵送申請でお願いします。

申請期間 8月17日(月)まで

◆DV被害により避難しており、基準日以前に住民票を移していない人は、居住している市町村に申出書を提出することで受給できます。大至急、岡山市男女共同参画相談支援センター(☎086-803-3399)へご連絡ください。

給付方法 給付対象者が属する世帯の世帯主の口座への振り込みを基本とします。

◆**注意** 窓口での給付は原則行いません。特別な理由がある人へは、別途個別にご連絡する予定です。

詐欺に注意 不審な電話やメールに注意してください。お困りの場合は、新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン(☎0120-213-188)にご相談ください。



子育て世帯向け支援

●令和2年度子育て世帯へ臨時特別給付金

問 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

☎0120-077-792 (月～金曜 8時30分～17時)

子育て世帯の生活を支援するための一時金として、対象児童1人につき10,000円を支給します。

対象 令和2年3月31日までに生まれた児童(3月まで中学生だった児童も含む)の児童手当受給者。特例給付の人は対象外。



申請 不要。5月下旬以降対象者へ送る案内チラシをご確認ください。

支給時期 6月16日予定

注意 ●4月1日以降転入された人は、転出元の市町村にお問い合わせください。
●公務員は、職場から申請方法を案内します。
●対象外でもDV被害者はお相談ください。

その他の支援

●住居確保給付金

問 岡山市寄り添いサポートセンター

☎090-2002-7731、090-2003-1299

離職や休業により住居を失っている人、または失う恐れのある人を対象に、賃貸住宅の家賃相当額を支給します。支給要件や支給金額、支給期間など詳細はお問い合わせください。



●生活資金の特例貸付の実施

問 市社会福祉協議会

▲市社会福祉協議会

▲中国労働金庫

(土・日曜、祝日除く9時～17時) ☎070-4442-5980、070-3996-1950

生活資金でお悩みの人への特例貸付を実施します(郵送申込)。

【資料請求】 同会HPよりダウンロード、または電話、中国労働金庫HPよりダウンロード、または電話(☎082-236-8362)

【受付期間】 7月31日まで



●国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金

【国民健康保険】

問 国保年金課 ☎086-803-1134

各区役所市民保険年金課

【後期高齢者医療制度】

問 医療助成課 ☎086-803-1217

これらの保険(制度)に加入している人のうち、給与などの支払いを受けている人で新型コロナウイルス感染症に感染したときなどは、申請により傷病手当金の支給が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

●特定医療費(指定難病)受給者証の有効期間を1年間延長します

問 健康づくり課 ☎086-803-1271 FAX086-803-1758

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、令和2年度の更新手続きは不要とします。お持ちの受給者証は令和3年9月30日までそのままご利用いただけます。



市民向け相談窓口一覧

体調が不安な人のご相談

☎ 帰国者・接触者相談センター ☎086-803-1360
☎086-803-1337

以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

● 左記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

市HP（健康面での相談窓口）はこちら→



市税・料金のご相談

● 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

【国民健康保険料】

☎ 国保年金課 ☎086-803-1135

各区役所市民保険年金課、各支所総務民生課

【介護保険料】

☎ 介護保険課 ☎086-803-1242

【後期高齢者医療保険料】

☎ 医療助成課 ☎086-803-1217

収入減少により、各保険料を減免できる場合があります。申請受付開始は、6月中旬以降を予定しています。

● 国民年金保険料免除などの特例措置

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

特例措置の内容など詳細は、市HPをご確認いただくか、ご相談ください。



● 水道料金・下水道使用料のお支払い相談

☎ 水道局お客様センター ☎086-234-5935

水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合は、ご相談ください。井戸水（地下水など）をお使いで下水道使用料のみの場合は、下水道営業課（☎086-803-1485）へご相談ください。

● 市税・料金の納付相談

【市税（個人市県民税・固定資産税など）】

☎ 収納課 ☎086-803-1186

納税が困難な人には、猶予制度があります。詳細は市HPをご確認いただくか、ご相談ください。

【国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、認可保育園保育料、認定こども園利用料、下水道事業負担金など】

☎ 料金課 ☎086-803-1641～1644

料金の納付が困難な場合は、ご相談ください。



その他のご相談

● 新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮

☎ 人権推進課 ☎086-803-1070

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した人やそのご家族、医療従事者などに対して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷があってはなりません。不確かな情報や誤った認識に惑わされて、人権侵害につながることはないように、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

☎0570-003-110

子どもの人権110番（全国共通通話料無料）

☎0120-007-110

女性の人権ホットライン（全国共通）

☎0570-070-810

外国人権相談

☎0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口はこちら→



● 相談ほっとライン

☎ 岡山市男女共同参画相談支援センター
（配偶者暴力相談支援センター）

☎086-803-3366

配偶者等による暴力にお悩みの人は、ご相談ください。

相談日時 ①月～土曜10時～19時30分（火曜を除く）

②日曜、祝日10時～16時30分

● DV相談+（プラス）

☎0120-279-889

配偶者等による暴力にお悩みの人からの電話、メール、チャット相談の受け付けをしています。メールとチャットは、外国語相談にも対応しています。

相談時間 24時間受付（チャットは12時～22時受付）

● 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎086-803-1109（相談専用電話）

新型コロナウイルスに関連した不審な電話やメールなど、消費生活に関するトラブルでお困りの人はご相談ください。

相談日時 月～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時

※消費生活相談は、『消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）』もご利用いただけます。



● 支援担当課が分からないときは、新型コロナウイルス対策専用ダイヤルへ

☎086-803-1400（土・日曜、祝日除く8時30分～17時15分）

支 援

① 中小企業・小規模事業者 事業継続支援金

11月30日まで受付中

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減少している岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

支 給 額

① 20万円 対象者：中小企業者（小規模事業者を除く）

② 10万円 対象者：小規模事業者（個人事業主を含む）

・ 使途制限無しで受給できます。 ・ 申請後2週間程度での支給を想定しています。



支給対象者

以下の(1)(2)の両方の要件を備えている事業者

(1) 主たる事業所が岡山市内にある中小企業者または小規模事業者

(2) 令和2年2月～6月までのいずれか1カ月の売上高が、前年同月比**20%以上減少**していること。

※ 国の「持続化給付金」、下記②中小企業・小規模事業者事業向上補助金と重複して受給することができます。

※ 一度給付を受けた人は、再度給付申請することができません。

※ 申請書は、市HPから入手可。各区役所・支所・地域センター、岡山商工会議所、各商工会で配布。

※ 申請は、岡山商工会議所および各商工会へ郵送でお願いします。

② 中小企業・小規模事業者 事業向上補助金

6月初旬～受付

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため緊急に行う、新たな販売手法やテレワークの導入など、事業内容の見直しに向けた取り組みを支援します。

※ 当事業は給付金ではなく補助事業です。

補 助 額

① 上限20万円 対象者：中小企業者（小規模事業者を除く）

② 上限10万円 対象者：小規模事業者（個人事業主を含む）

補助率 10/10

補助対象者

売上が前年同月比50%以上減少している事業者



受付期間

令和2年6月初旬～8月31日(月) (予定)

支援①および②の申請・お問い合わせ先 (受付時間/9時～17時 土・日曜、祝日を除く)

岡山商工会議所 (北区厚生町三丁目1-15)	☎086-232-2266
岡山北商工会 (北区御津宇垣1630-1)	☎086-724-2131
岡山西商工会 (北区庭瀬488-6)	☎086-293-0454
岡山南商工会 (南区藤田564-131)	☎086-296-0765
赤磐商工会瀬戸支所 (東区瀬戸町瀬戸91-15)	☎086-952-0323



融 資

～無利子・無担保で運転資金等が借りられます～
新型コロナウイルスの影響で売上げが5%以上減少し
運転資金でお困りの人に国・自治体で特別な融資制度をご用意

●信用保証があれば利用できる融資のメニューが広がります！

民間の金融機関でも信用保証付き融資で実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資が受けられるようになりました。この融資を受ける場合、市の認定が必要になります。まずは、お近くの金融機関にご相談ください。

問産業振興・雇用推進課 ☎086-803-1325

問岡山商工会議所 ☎086-232-2266

問日本政策金融公庫 ☎086-232-2266

その他（商工会、市内金融機関など）



相談窓口

セーフティネット保証・危機関連保証の認定・経営相談等窓口

問産業振興・雇用推進課 ☎086-803-1325

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内の中小企業・小規模事業者が、国・県・市の各種融資を利用する際に必要なセーフティネット保証および危機関連保証の認定申請を受け付けています。また、詳細は市HPをご覧ください。



ワンストップ経営相談窓口（※岡山商工会議所の相談窓口名称）

問岡山商工会議所 ☎086-232-2266 ※なお、各商工会でも同様の相談窓口を開設しています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者支援に向けて、岡山商工会議所では、日本政策金融公庫・岡山労働局・岡山県・岡山市など関係機関や中小企業診断士・社会保険労務士などの専門家と連携し、迅速な支援強化を図る目的で、「ワンストップ経営相談窓口」を開設し、下記の相談を受け付けています。

◆無利子・無担保等「融資」、休業に係る「雇用調整助成金」、販路開拓・ものづくり等「補助金」、
「持続化給付金」、「市事業継続支援金」などの相談。

※相談は原則予約制で、岡山商工会議所HP、電話、ファクスにて予約を受け付けます。
詳細は岡山商工会議所HPをご覧ください。



雇用調整助成金の相談窓口

問ハローワーク岡山（管轄＝北・中・南区） ☎086-241-3222

ハローワーク西大寺（管轄＝東区） ☎086-942-3212

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した際、従業員を一時的に休業させるなどにより雇用を維持し、一定要件を満たした場合にハローワークへの申請により雇用調整助成金が国から支給されます。

NPO法人向けの支援相談

問市民協働企画総務課市民活動支援室 ☎086-803-1061

NPO法人向けの支援情報をHP「つながる協働ひろば」に掲載しています。

